

平成26年陸別町議会9月定例会会議録（第1号）						
招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成26年9月9日 午前10時00分			議長	宮川 寛
	閉会	平成26年9月9日 午後2時33分			議長	宮川 寛
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
出席 7人	1	本田 学	○	8	宮川 寛	○
欠席 1人	2	古田 英一	○			
凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲㊦ 公務欠席を示す	3	多胡 裕司	○			
	4	野尻 秀隆	○			
	5	七戸 一登	▲			
	6	村松 正敏	○			
	7	河瀬 洋美	○			
会議録署名議員	本田 学		河瀬 洋美			
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長 吉田 功			書記 吉田 利之		
法第121条の規定 により出席した者の 職氏名	町 長	金澤 紘一		教育委員長	石橋 勉	
	農業委員会 長（議員兼職）	多胡 裕司				
町長の委任を受けて 出席した者の職氏名	副 町 長	佐々木 敏治		会計管理者	芳賀 均	
	総務課長	早坂 政志		町民課長	（芳賀 均）	
	産業振興課長	副島 俊樹		建設課長	高橋 豊	
	保健福祉センター 次長	丹野 景広		国保児童診療所事務長	（丹野 景広）	
	総務課主幹	空井 猛壽				
教育委員長の委任を 受けて出席した者の 職氏名	教 育 長	野下 純一		教委次長	有田 勝彦	
農業委員会会長の 委任を受けて出席し た者の職氏名	農委事務局長	棟方 勝則				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第49号	専決処分の承認を求めることについて
4	議案第50号	専決処分の承認を求めることについて
5	議案第51号	北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更について
6	議案第52号	陸別町保健センター条例の一部を改正する条例
7	議案第53号	陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例
8	議案第54号	陸別町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例
9	議案第55号	陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
10	議案第56号	陸別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例
11	議案第57号	陸別町給食センター条例
12	議案第58号	陸別町給食センター管理運営基金条例
13	議案第59号	平成26年度陸別町一般会計補正予算（第7号）
14	議案第60号	平成26年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
15	議案第61号	平成26年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）
16	議案第62号	平成26年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

○事務局長（吉田 功君） 御起立願います。

おはようございます。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてるあたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

御着席ください。

◎開会宣告

○議長（宮川 寛君） ただいまから、平成26年陸別町議会9月定例会を開会します。

七戸議員より欠席する旨、届け出がありました。多胡議員より途中退席する旨、報告がありました。飯尾代表監査委員より欠席する旨、報告がありました。

◎諸般の報告

○議長（宮川 寛君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係の諸般報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（宮川 寛君） 町長から行政報告があります。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 第3回臨時会以降、本日までの行政報告を申し上げたいと存じます。お配りの書面の中から4件、そのほか4件を口頭で、合わせて8件御報告申し上げます。

1件目につきましては、2件の専決処分について御報告申し上げます。

1件目は上陸別地区営農用水1号幹線の配水管路の漏水に係るものであります。7月29日から30日にかけて、赤川牧場の牛舎から陸別寄りに約600メートル、道道津別陸別線の右側の地点で漏水がありました。配水管には横断的に亀裂が入っておりました

が、道内には復旧に必要な資材がなく、漏水量を減らすための応急復旧の処置を施し、後日、改めて配水管路の復旧工事を施工したところであります。なお、1時間の最大供給量を超える漏水量となったため、7月29日、30日の両日で消防署の給水車が出動をしております。

2件目の専決処分については、台風11号の大雨による被害の災害復旧に係るものであります。8月10日から11日にかけては、台風11号により降り始めからの雨量は、町内の多いところで118ミリメートルの大雨となり、土砂流出などにより町道が23路線28カ所、林道も4路線13カ所で被害がありました。専決処分2件の議案を提出しておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

2点目であります。平成26年度、今年度の地方交付税の減額について御報告申し上げます。

7月25日の閣議決定によりまして、平成26年度の普通交付税の額が確定いたしました。当町におきましては、臨時財政対策債を含めた額が、平成25年度に比べて1億8,057万7,000円の減額で、率で7.7%減の21億6,808万6,000円で交付決定がされました。減額の要因としましては、リーマンショックのときの平成24年度から26年度の3年間の臨時的措置として設けられておりました地域経済雇用対策費や平成25年度のみ措置されました地域元気づくり推進費の廃止があります。さらに、単位費用や補正係数による減額が大きく影響をしたものであります。なお、平成27年度、来年度の国の動きといたしましては、新聞等で報道されておりますが、消費税増税などにより地方の一般財源が見込まれるとしておりまして、地方交付税は約5%の減額が見込まれております。これらについて、私どもの、地方の固有財源であります地方交付税が確保されるよう、十勝町村会はもちろんであります。北海道町村会、全国町村会などを通じまして、国に対して訴えていきたいと考えております。

3点目に移ります。広域消防について御報告申し上げます。

3月定例会以降の状況としましては、十勝圏広域消防運営計画が3月28日に策定されました。以後、この計画に基づきまして協議が進められてきたところですが、7月15日開催の市町村長会議におきまして、新たな一部事務組合の設立に必要な規約案について確認をされました。まず、規約制定の目的につきましては、平成28年4月1日より管内6消防本部を統合し、消防事務を共同処理するための新たな一部事務組合設立に向け、地方自治法に基づき規約を定めようとするものであります。

次に、規約案の概要についてであります。名称は十勝広域消防事務組合として十勝管内19市町村で組織することとなります。共同処理する事務につきましては、消防団に関する事務を除くほかの消防に関する事務としております。議会の組織は定数を38人として、半数を市町村の均等割、残りの半数を人口割としており、これにより当町の議員定数は1名となります。執行機関の組織等につきましては、運営計画において組合長は帯広市長、副組合長は18町村長と帯広副市長として確認をされております。経費の支弁方法に

つきましては、将来的にも大きな変更が想定されない議会費、組合運営費につきましては均等割と人口割による負担率を規約に明記し、その他の消防に関する経費は運営計画を踏まえ規定することとしております。規約策定に当たっては、地方自治法第287条に定められた7項目について、十勝圏広域消防運営計画に基づき定めることとしております。このほか、規約の施行期日につきましては、平成27年5月予定の知事の許可の日としておりますが、消防事務につきましては平成28年4月から開始となるため、それまでの間は準備行動に限定する条文を設け、既存の組合と消防事務が重複しないように規定することとしております。

規約案の概要につきましては、以上のとおりであります。住民サービスに直結する広域化後の出動計画などにつきましては、現在、事務レベルでの詰めの作業を行っている状況でありますので、確認され次第、随時議会に御報告をさせていただきたいと考えております。

4点目につきましては、帯広厚生病院救命救急センター等の助成について御報告申し上げます。

J A北海道厚生連から十勝管内市町村に要請のありました帯広厚生病院に対する財政支援につきましては、7月15日開催の市町村長会議におきまして、厚生病院の不採算部門であります救命救急センター、小児救急医療、周産期医療、小児医療、精神医療の5部門の収入不足を対象に、国の公的病院への助成に関する特別交付税措置の制度を活用いたしまして、平成26年度から毎年3億円を限度として、帯広市と18町村が7対3の割合で共同で補助することで合意をいたしました。各年度の18町村の負担金額は9,000万円となりますが、これを均等割30%、実患者数割を70%で換算した場合、陸別町の負担額は179万円になると見込まれております。

次、5点目に、農作物の生育状況につきまして御報告を申し上げます。

平成26年8月4日に実施いたしました産業関係機関合同による作況調査及び平成26年9月1日現在の十勝農業改良普及センター十勝東北部支所調べによる農作物生育状況について報告をいたします。

総体的には、本年は4月中旬まで低温となりましたが、5月から気温が高くなり、天候にも恵まれ、農作業は順調に進みました。6月以降も気温は高く、作物によっては水不足の傾向も見られましたが、全体的には農作物の生育は順調に推移をしております。

品目別に申し上げます。小麦の作付面積は本年度114.15ヘクタールであり、減った状態ではありますが、品質は昨年同様に、「きたほなみ」のほか、一部で「ゆめちから」も栽培をされております。陸別町農協の取り扱い分の41.2ヘクタールにつきましては、8月2日で収穫が終了し、反当たりの収量は8.06俵となりました。

次に、サイレージ用とうもろこしにつきましては、播種や除草剤散布などの農作業は平年並みで推移をしております。その後も晴天に恵まれ、生育ステージ熟期は平年より5日進んでいる状況にあります。草丈は平年並みとなっております。

次に、ビートについて申し上げます。ビートの播種や移植期は、晴天に恵まれたため適期に作業することができましたが、水不足で生育がふぞろいとなったり、霜の害のため一部でまき直しや補植がありました。その後は生育が回復し、現在は平年並みからやや良で推移をしております。

最後に、牧草につきましては、一番草収穫始めが雨天のため5日おくれとなりましたが、天候が回復し、収穫終わりは逆に平年よりも2日早くなりました。収量、品質とも平年並みとなっております。二番草の生育につきましては、水不足の影響で生育停滞が見られる圃場もありましたが、その後回復し平年並みとなっております。収穫も晴天に恵まれ、平年よりも2日早く推移をしております。

以上が、農作物の生育状況であります。

6点目につきましては、総合防災訓練について御報告申し上げます。

8月5日に陸上自衛隊第5特化隊、帯広開発建設部、十勝総合振興局、それに本別警察署、帯広測候所、北海道電力、北海道コカ・コーラボトリング、さらに地元の消防署、消防団、さらに商工会の女性部、さらに自治会連合会の各関係機関の皆さんの御協力をいただき、陸別町総合防災訓練を実施いたしました。雨が降ったりやんだりというあいにくの天候でありましたが、一時避難訓練に参加された町民の皆さんを初め、二次避難者と消防団による消火訓練、消防署、自衛隊による被災者救出訓練などの見学で、中央駐車場に会場された方は総勢527名の御参加をいただきました。今回のような防災訓練は初めてであり、反省点も多数あり、今後、防災会議を開催いたしまして、今回の反省点を踏まえて災害時に適切に対応できるように備えていきたいと考えております。

7点目は、北海道横断自動車道網走線について御報告を申し上げます。

かねてより要望をしておりました北海道横断自動車道の整備計画が、凍結しておりました足寄から陸別町小利別の区間のうち、陸別から小利別の区間について、8月8日、国土交通省におきまして事業再開が決定されました。救急搬送の迅速化などから、事業再開は歓迎するところでありますが、足寄陸別間は依然として当面着工しない区間のままとまっている状態です。つきましては、陸別小利別間の着工に向けた予算の確保と、残りの足寄陸別間の事業再開に向けて強く要望活動を行ってまいりたいと考えております。

最後に、職員の採用について御報告申し上げます。

6月定例会でも一部御報告をいたしましたが、このたび社会人枠として10月1日付で一般事務職員の1名採用を決定いたしました。

以上で、行政報告を終わります。なお、配付してございます事業、業務、工事の発注一覧表につきましては、進捗率も書き込んでおりますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

以上で終わります。

◎教育関係行政報告

○議長（宮川 寛君） 次に、教育委員長から教育関係行政報告があります。

石橋教育委員長。

○教育委員長（石橋 勉君）〔登壇〕 6月定例会以降、本日までの主な教育関係の行政報告を申し上げます。書面の中から1点、御報告いたします。

8月31日、第47回町民スポーツレク大会が町民運動場において、3年ぶりに12チームの参加によりまして開催されました。ことしは伝統の310歳リレーを外すなど、参加しやすいように一部種目の見直しを行いました。8種目の競技に熱戦が繰り広げられ、緑町チームが接戦の末、13年ぶり3回目の優勝を果たしました。終了後、各チームにおかれましては祝勝会や慰労会などが開催され、地域の親睦と交流が深められたところでもあります。

次に、口頭で1点報告いたします。

8月2日、3日にかけて北斗市において開催されました平成26年度中学校体育大会全道バドミントン大会男子個人戦におきまして、陸別中学校3年小川涼真君が3位に入賞し、全国大会への出場を決めました。全国大会への出場は29年ぶりであります。全国大会は、8月19日から22日にかけて愛媛県西条市において開催され、2回戦で大敗しましたが、悔いはない、さらに上を目指すと語っておられました。

なお、定例本議会におきまして、全国大会出場に伴い、中体連関係予算の補正を計上しておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で、教育関係の主な行政報告を終わります。

○議長（宮川 寛君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの行政報告にかかわる一般質問の通告は、本日午後5時までに提出してください。

◎開議宣告

○議長（宮川 寛君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮川 寛君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、7番河瀬議員、1番本田議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定の件

○議長（宮川 寛君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、9月5日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

村松委員長。

○6番（村松正敏君）〔登壇〕平成26年陸別町議会9月定例会の運営について、9月5日に開催しました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について報告いたします。

今定例会において告示日に町長から配付のありました案件は、平成25年度各会計決算認定を含め、計21件であります。議会関係では、意見書案3件と委員会の閉会中の継続調査を予定しており、合計いたしますと25件であります。また、昨日追加議案2件が提出されておりますが、本日の本会議終了後、議会運営委員会において取り扱いを協議したいと思っております。

本定例会の会期についてであります。決算認定に係る議案も含まれておりますので、資料準備期間等を鑑み、検討の結果、会期はお手元に配付しました予定表のとおり、本日から9月25日まで17日間とし、9月12日から9月23日までの12日間は休会とすることに決定いたしました。なお、急を要する案件が生じた場合につきましては、休会中に会議を開くことも考えられますので御理解願います。

次に、一括議案についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のもの及び相互に関連性が高い議案については一括とすることとし、議案第54号から議案第56号までの保育事業関係条例3件、平成26年度補正予算4件及び平成25年度決算認定7件をそれぞれ一括して説明を受けることとしました。このうち、保育事業関係条例の3件については、質疑も一括して行い、討論、採決は別々に行うことにいたしましたので御了承願います。

平成25年度各会計の決算認定についてであります。会期前半に議案説明から監査委員への質疑までを行った上で休会を設け、質疑、討論、採決は、第16日目の9月24日以降、会計ごとに行う予定であります。

決算認定に係る資料請求に関しては、本日の会議終了後、議員協議会において事務局より説明があります。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては特段の御協力をお願い申し上げます。報告といたします。

○議長（宮川 寛君）お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から9月25日までの17日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君）異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月25日までとすることに決定しました。

次に、お諮りします。

議案審査等のため、9月12日から9月23日までの12日間は、休会にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、9月12日から9月23日までの間は、休会とすることに決定しました。次に、お諮りします。

ただいま、9月12日から9月23日までは休会とする決定をしましたが、急を要する追加議案が生じた場合については、陸別町会議規則第10条第3項の規定に基づき会議を開くことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、特に会議を開く必要があると認めた場合は、休会中に会議を開くことに決定しました。

◎日程第3 議案第49号専決処分の承認を求めることについて

○議長(宮川 寛君) 日程第3 議案第49号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長(金澤紘一君)〔登壇〕 議案第49号専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法の規定によりまして専決処分をいたしましたので、これを報告いたしまして承認を求めるものでございます。

上陸別地区の配水管路本管からの漏水によりまして、早急な修繕のため、予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認めまして、専決処分をしたものでございます。平成26年度陸別町一般会計補正予算第5号の内容につきましては、副町長のほうから説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(宮川 寛君) 佐々木副町長。

○副町長(佐々木敏治君) それでは、議案第49号専決処分の承認を求めることについて、説明をいたします。

平成26年度陸別町一般会計補正予算(第5号)。

平成26年度陸別町の一般会計補正予算(第5号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ519万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億4,154万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書歳出7ページをお開きください。事項別明細書7ページです。

2、歳出。

6款農林水産業費1項農業費6目営農用水管理費13節委託料、管路等修繕で519万9,000円の補正であります。これは、先ほど行政報告でありましたけれども、7月29日から30日にかけて、上陸別地区営農用水の配水管の漏水事故がありました。箇所としては、赤川牧場牛舎から陸別側に600メートルほどの道道津別陸別線の右側側溝付近であります。2日間で消防のタンク車、水槽車など20回、176トンの水を上陸別浄水場のほうに給水をしまして、農家さんの搾乳ですとか、そういうのに影響のないように対応してきたところであります。なお、8月7日に完全復旧をしております。

それでは、歳入6ページをお開きください。6ページ歳入であります。

9款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税、普通地方交付税で209万9,000円の補正であります。普通交付税ですが、既定額で20億3,824万4,000円、特交で1億8,000万円見ておりますので、既定額としては22億1,824万4,000円ですが、今回、普通交付税で209万9,000円の補正を計上しております。補正後の額としては、普通交付税が20億4,034万3,000円、特別交付税が1億8,000万円で、合わせて22億2,034万3,000円の金額となります。なお、先ほど町長の行政報告にもありましたけれども、26年度の普通交付税が確定をしております。21億6,808万6,000円でありますので、差し引き1億2,774万3,000円を留保しております。17款繰入金1項基金繰入金6目の公共施設等維持管理基金繰入金310万円をこの応急復旧のほうに財源として充当をしております。

以上で、議案第49号の説明を終わります。

以後、御質問によってお答えをしたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

平成26年度陸別町一般会計補正予算（第5号）第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、6ページから7ページまでを参照してください。

7番河瀬議員。

○7番（河瀬洋美君） 7月末に漏水事故ということで、先ほど行政報告でも日にち、それから箇所など詳しく町長から報告がありました。

お伺いをしたいことは一つなのですが、8月7日まで復旧する間、大変消防でも苦労したのではないかなと思います。この管の漏水の原因というのは何だったのでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 高橋建設課長。

○建設課長（高橋 豊君） 直接の原因は、普段の漏水であれば、付近に転石等があつて

亀裂が生じるというふうなことなのですけれども、今回の亀裂の部分につきましては、横断的に亀裂が入っているということで、老朽化というふうに読んでおります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番河瀬議員。

○7番（河瀬洋美君） 今、老朽化ということが原因ではないかということだったのですけれども、今後このようなことが上陸別方面、また陸別町内全箇所に影響するほど町内の水路というのは、水道の管というのはどういうふうな状況になっているのかお知らせください。相当老朽化は進んでいるような話は前から聞いていますけれども、今後の対策としてはどのような考えを持っているのかもお聞かせください。

○議長（宮川 寛君） 高橋建設課長。

○建設課長（高橋 豊君） 今回、漏水した箇所は上陸別の営農用水ということで、建設から約30年を超えているということで、管の耐用年数は25年程度というふうになっておりますので、全体が耐用年数を過ぎていたような状態というふうになっております。

今後、対応策としましては、この地区に関しましては更新事業ということをお考えしております。それで、振興局ともこの地区が採択になるかどうかの検討も含めて、今、協議をしている最中です。こういった、特に今回につきましては管径の大きい箇所が、破裂というか漏水したということで、当面の間はそういった管径の特殊な管については資材を確保して応急処置をしていきたいというふうにお考えしております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番河瀬議員。

○7番（河瀬洋美君） 今お話があったとおり、かなりいろいろな箇所がこの30年間たっているということは、もう耐用年数を過ぎていた箇所が多いですから、やっぱりいつどの場所になるかということは誰もわかりませんよね。ですから、陸別町としては、ここに住み続けるには水は欠かせないものですから、生活からは切り離せないものです。安心して暮らしていけるように早い対応をとっていただいて、陸別町全体の水はどうなっているのか、水道の管はどうなっているのかということをお早いうちに対策を立てて更新を進めていただきたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 議員御指摘のとおり、ごもっともだと思いますけれども、財源的な問題ですとか、結構膨大になりますので、内部で協議したり道とも協議して、補助メニューですとかそういったものをお確認しながら、あと年次計画というものは今後策定していかなければならないだろうと、そういうふうには思っていますけれども、一方で単年度ごとに財政的に余裕があれば、幾らかでもそういう事故に対応する予算も計上していきたいと、そういうふうにお考えしております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) なければ、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第49号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第50号専決処分の承認を求めることについて

○議長(宮川 寛君) 日程第4 議案第50号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長(金澤紘一君)〔登壇〕 議案第50号専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法の規定によりまして専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

台風11号、8月10日から11日の大雨被害によりまして、災害復旧のため予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認めまして専決処分をしたものであります。内容の平成26年度陸別町一般会計補正予算第6号につきまして、副町長のほうから説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(宮川 寛君) 佐々木副町長。

○副町長(佐々木敏治君) それでは、議案第50号専決処分の承認を求めることについて、説明をいたします。

平成26年度陸別町一般会計補正予算(第6号)。

平成26年度陸別町の一般会計補正予算(第6号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,689万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億5,844万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出14ページをお開きください。

14ページ、歳出になりますが、各予算の内容を説明する前に、追加資料のナンバー1の1をお開きいただきたいと思ひます。

追加資料ナンバー1の1は、先ほど町長からも行政報告がありましたけれども、台風11号による8月10日から11日の被害状況であります。雨量としては、小利別地域が最大で、累計で102ミリであります。ポントナム地区については118ミリ、上陸別地区については84ミリ、市街地については88ミリ、中陸別については92ミリと、最大で1時間当たりの雨量としては、ポントナム地区で20ミリ、それから小利別で21ミリの雨量を記録しております。

それで、まず町道については、1番のポントナム山沿線から23番のペンケクンベツ原野線、23路線、被害箇所は28カ所、被災延長が2,041メートルであります。原材料費、これは切り込み砂利ですけれども、これは直営でやる部分ですが126万8,460円、工事請負費としては768万9,600円、合わせて被害額、復旧費としては895万8,060円となります。町道につきましては後ほど説明しますけれども、予算科目の道路橋りょう災害復旧費のほうになります。

それで、被害時は、1番のポントナム山沿線、それから4番の分線ウリキオナイ線、5番の上作集原野3号線については通行どめをしておりましたけれども、現在は仮復旧をしまして通行ができる状態にあります。それから、林道ですけれども、1番のクンネベツ2号線から4番の川向勲祢別線まで4路線13カ所805メートル、原材料費が91万8,540円、工事費が702万円、合わせて793万8,540円あります。これは、科目は14ページになりますけれども、林業用施設災害復旧費のほうに予算計上しております。通行どめとしては、1番のクンネベツ2号線、これは被災時から通行どめをしておりますけれども、現在も通行どめにしております。町道、林道合わせて27路線41カ所2,846メートルで、原材料費が218万7,000円、工事費が1,470万9,600円、合わせて1,689万6,600円の復旧費となります。

次の1の2は箇所図がございますので、後ほどごらんをいただきたいと思ひます。

それでは、予算書の14ページのほうにお戻りください。

11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費2目の林業用施設災害復旧費15節工事請負費702万円、林道工事2路線であります。16節の原材料費91万9,000円、これは切り込み砂利3路線分であります。11款災害復旧費2項の公共土木施設災害復旧費1目の道路橋りょう災害復旧費15節の工事請負費769万円、これは町道11路線分であります。16節原材料費126万9,000円、これは切り込み砂利ですが、15路線分あります。なお、復旧に係る入札を8月21日に執行しておりますして、現在、復旧工事が進められているところであります。

以上で歳出を終わりますして、歳入13ページをお開きください。

1、歳入。

9款地方交付税1項地方交付税1目の地方交付税、今回、普通地方交付税で1,689

万8,000円を充当するものでありまして、さきの議案で議決をいただきましたけれども、交付税の既定額、普通交付税が20億4,034万3,000円、特別交付税が1億8,000万円で、既定額22億2,034万3,000円、今回、普通交付税で1,689万8,000円を追加いたしますので、補正後の額としては普通交付税が20億5,724万1,000円、特別交付税1億8,000万円の内訳となっております。なお、先ほども説明させていただきましたが、26年度の普通交付税が確定しておりまして、21億6,808万6,000円でありますので、補正後の額と差し引き1億1,084万5,000円を留保しているということになります。

以上で、議案第50号の説明を終わります。以後、御質問によってお答えをしていきたいと思っておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

平成26年度陸別町一般会計補正予算（第6号）第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、13ページから14ページまでを参照してください。

1番本田議員。

○1番（本田 学君） 先ほどの漏水もそうなのですが、専決処分で私的には迅速な対応かなと思っております。

今回の台風の被害、災害ということの位置づけなのですが、これだけの路線が通行どめになったりとかということになっております。先ほどの河瀬議員の意見とも似ているのですが、今後こういう雨は、これからも異常気象は起きると思うのですが、これが防げるような復旧の仕方なのか、このぐらいの雨が降るとこういうことが起きてしまうのかという、行政側の考え方というのはどうなっておりますか。

○議長（宮川 寛君） 高橋建設課長。

○建設課長（高橋 豊君） 御質問の内容なのですが、工事請負費に関しましては、本来であれば災害復旧は原型復旧が原則なのですが、今回の工事請負費に出しているものにつきましては予防も兼ねた復旧工法を採用していますので、同じ箇所でも同じようなことは起きないだろうというふうに考えております。

それと、あと問題の原材料の関係なのですが、これについては砂利道の砂利が流れるということなのですが、ある程度工事請負費のほうで予防はしますが、80ミリから100ミリぐらいの雨が降りますと、当然、砂利道につきましては今後ともこのように流れるケースが多くなるのかなというふうによんでおります。そのたびに原材料だけ予算措置をして、直営で何とか応急処置はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 1番本田議員。

○1番(本田 学君) 防災訓練等々をやって、町民の意識というのは結構高まってきているのかなと思っています。ぜひ、今、御説明あったように、1回起きたところは起きないようにとか、復旧のための復旧とかではなく、やはり道路が守られるような復旧、それから、次に起きないように工事というか、そういうものを進めて安心・安全を進めていってほしいと思います。

○議長(宮川 寛君) 佐々木副町長。

○副町長(佐々木敏治君) 実は、原材料費について26年度は、昨年の例もありますので、当初予算において100万円ほどこういう異常気象に対応するように、単費ですけれども予算は計上しております。できるだけそのような事前に予算として確保できるものはある程度確保しながら、そういう異常気象などで被害が出たとしてもすぐ対応できるような態勢にもっていきたいと、そのように思っていますので、できるだけ異常気象がないことを祈ることはもちろんですけれども、その備えに対してもそれなりの予算は措置していきたいと、そのように思っておりますので御理解をいただきたいと思います。

○議長(宮川 寛君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第50号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第51号北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更について

○議長(宮川 寛君) 日程第5 議案第51号北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長(金澤紘一君)〔登壇〕 議案第51号北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更についてでございますが、北海

道市町村職員退職手当組合から組合規約の一部変更について協議がありましたので、議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務課長のほうから説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） それでは、私のほうから議案第51号北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを説明させていただきます。

地方自治法第286条第1項の規定により、総務大臣の許可の日から北海道市町村職員退職手当組合に根室北部廃棄物処理広域連合が加入することから、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。

平成26年9月9日提出。

資料ナンバー1の新旧対照表のほうをごらんください。

資料のほうは、下の欄が現行となっております。上部が変更案となっております。横に線が引かれている場所がありますが、こちらが今回変更をしようとする箇所となっております。

根室北部廃棄物処理広域連合が平成27年4月1日付で新たに加入することから、規約の別表にこれを追加しようとするものでございます。

それでは、議案の15ページ、第51号にお戻りください。

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を次のように変更する。

別表（根室）の項中「中標津町外2町葬祭組合」を「中標津町外2町葬祭組合 根室北部廃棄物処理広域連合」に改める。

今回の北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更につきましては、本町が加入しています本組合に新たに加入する団体が生じまして、規約の別表を改正する必要が生じたため協議するというものです。この北海道市町村職員退職手当組合につきましては、組織する市町村職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理している組合です。

地方自治法第286条第1項では、一部事務組合はこれを組織する地方公共団体の数を増減し、もしくは共同処理する事務を変更し、または、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならないと規定されていることから議会の議決を求めるものでございます。

なお、附則としまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するというものでございます。

以上で、議案第51号の説明とさせていただきます、以降、御質問によってお答えをさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで終わります。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。
これから、議案第51号北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更についてを採決します。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第52号陸別町保健センター条例の一部を改正する条例

○議長（宮川 寛君） 日程第6 議案第52号陸別町保健センター条例の一部を改正する条例を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第52号陸別町保健センター条例の一部を改正する条例についてでございますが、物価統制令施行令に基づきまして、公衆浴場法施行条例に規定をしております普通浴場の入浴料金につきまして、統制額が改定したことに伴いまして所要の改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては、保健福祉センター次長のほうから説明を申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 議案第52号陸別町保健センター条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

陸別町保健センター条例。平成16年陸別町条例第20号の一部を次のように改正する。

別表第1、第7条関係、中学生以上の項、公衆浴場の欄中「420円」を「440円」に改めるというものであります。

附則として、この条例は、平成26年10月1日から施行するというものであります。

説明は以上であります。

以降、質問によりお答えしていきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第52号陸別町保健センター条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第53号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例

○議長（宮川 寛君） 日程第7 議案第53号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第53号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例についてでございますが、町営住宅のうち、新町団地の建てかえによりますS棟、T棟の用途廃止、取り壊しに伴いまして、所要の改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては、建設課長のほうから説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 高橋建設課長。

○建設課長（高橋 豊君） 議案第53号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

提案理由で述べましたが、町営住宅のうち、新町2区にある新町団地の建てかえにより、S棟、T棟の用途廃止、すなわち取り壊しに伴い、所要の改正を行うものでございます。

今回の取り壊しをする新町2区の新町団地のS棟、T棟の位置でございますが、資料ナンバー2を御参照してください。資料ナンバー2の図面の下のほうに新町交流館がありまして、道路を挟んだ東側に位置するアルファベットで書かれているSとTの表示があると思いますが、今回取り壊す2棟はこのS棟、T棟の2棟でございます。

それでは、議案第53号に戻りまして、条文を先に読ませていただいて、別表第1の表の改正内容を説明いたしたいと思っております。

陸別町営住宅設置条例の一部を次のように改正する。

別表第1中、別表第1の上段の四角の枠と下段のほうに四角の二つがあるのですけれども、上段が改正前、下段の四角の枠が改正後となります。

それでは、表の説明をさせていただきます。

表の一番左側が町営住宅の所在地を示しております、上段の四角の枠の上から4枠目、基線314番地42の枠の中にSとTのアルファベットがあると思うのですけれども、S棟、T棟のことです。この二枠を今回、取り壊しに伴って削除するものがございます。S棟、T棟とも昭和51年度に建設されており、38年が経過しております。構造は簡易耐火平屋建て、規模は3DKで1棟4戸、面積は55.15平米です。今回の改正により、2棟8戸が削除されます。上段の四角の枠の一番上になるのですけれども、陸別町字陸別の右側に数字の17、これ17棟ということがございます。それが、下の枠では2棟が壊されることによって15というふうに2棟削減というふうになります。また、上段の四角の枠の17の隣56が、これ56戸という意味でございますが、8戸を取り壊すことによって、下の表の枠の48戸というふうに改正されます。

以上が、別表第1の改正内容でございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成26年12月5日から施行するものがございます。

以上、簡単でございますが、議案第53号の説明とさせていただき、以後、御質問によりお答えしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第53号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

○議長（宮川 寛君） 11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 8 議案第54号陸別町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例

◎日程第 9 議案第 55号陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

◎日程第 10 議案第 56号陸別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

○議長（宮川 寛君） 日程第 8 議案第 54号陸別町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例、日程第 9 議案第 55号陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例、日程第 10 議案第 56号陸別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例、以上 3 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第 54号陸別町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例についてでございますが、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の改正に伴いまして、所要の制定を行おうとするものでございます。

続きまして、議案第 55号陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例についてでございますが、子ども・子育て支援法の規定に基づきまして、所要の制定を行おうとするものでございます。

続きまして、議案第 56号陸別町放課後児童健全育成事業の設置及び運営の基準に関する条例についてでございますが、第 54号と同じ提案理由なのですが、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の改正に伴いまして、所要の制定を行おうとするものであります。

以上、第 54号から第 56号まで、3 件一括上程をさせていただきたいと思っております。

内容につきまして、保健福祉センター次長のほうから説明を申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 説明に入ります前に、議案に文字の誤りがありますので、2カ所ほどあります、訂正をお願いします。まず、議案集 34 ページ、最上段にあります利用定員に関する経過措置というふうに、措置の措が誤っておりますので、措を直していただきたいと思います。続きまして、56 ページ、上から 6 行目、左から 3 文字目ですが、「の教諭」というふうになるところを「教諭」というふうになっております。教諭の諭に直していただきますようお願いいたします。訂正は以上であります。

議案について説明をいたしますが、議案第 54号陸別町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例。こちら、資料のほうで説明をさせていただきますので、よろしく

お願いいたします。

資料は3の1からでございます。資料の体裁ですが、資料3の1から3の4までは今回の3本の条例の全体に共通する事項が説明されております。以降、3の5から第54号、3の13から55号、3の19から56号という説明資料となっておりますので、御承知おき願います。では、資料3の1から説明に入ります。

議案第54号陸別町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例であります。こちらにつきましては、子ども・子育て支援の新制度になったということで、この新制度が行われる背景としましては、都市部の幼稚園、保育所、こちらの待機児童、この解消を目指すというところからこの新制度が始まっております。そういう内容でありますので、現時点ではこの条例の内容に該当するような設備、事業等につきましては陸別町にはございません。その辺を御承知おきいただいた上で説明をいたします。

子ども・子育て支援新制度とはというところになりますが、これは今申し上げたとおりでございます。待機児童の解消を目指すというところがメインにあります。続きまして、子ども・子育て支援制度の主なポイントというところではありますが、①には施設型給付というものと地域型保育給付というものを創設しますということでありまして、2番目に、認定こども園制度の改善ということで、認定こども園自体を地域にもっと即した内容に変えていこうということの流れでございます。ただし、既存の幼稚園とか保育所からの移行については義務化されているものではありません。続きまして、③番、地域の実情に応じた子ども・子育ての充実ということで、この施設型給付以外に地域で子育てについて何かできるものはないかということで財政的な支援を強化するので進めていこうということで、めくっていただきまして3の2でございます。

新制度における給付・事業の全体像がありますが、左側、子ども・子育て支援給付のほうですが、子どものための現金給付、こちらは現行の児童手当でございます。その下、子どものための教育・保育給付ということで、今、申し上げました施設型給付（認定こども園、幼稚園、保育所）、それから地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）というものがありますよということでありまして。その隣、地域子ども・子育て支援事業ということで、1番から11番までありますが、この支援給付ではなくて事業として地域で支えていくという事業の内容があります。このメニューでございます。こちらについても後ろのほうでまた出てきますので説明は省きますが、その下、新制度における給付対象となるための「認可」と「確認」ということで、今回の新制度による施設型給付及び地域型保育給付の対象となるためには、施設や事業者は児童福祉法等に基づく「認可」と子ども・子育て支援法に基づく「確認」を受ける必要があるということで、表を見ていただきますとわかりますが、教育・保育施設につきましては、認定こども園、幼稚園、保育所につきましては、認可の権限が北海道です。確認の権限については陸別町にあります。地域型保育事業につきましてはこの4項目ありますが、こちらについては認可が陸別町、確認も陸別町ということでありまして、この認可に関する基準と確認

に関する基準については、条例で定めるというものであります。

ちょっと上に戻りますが、上の枠に囲った部分、認可については人員配置や面積など施設、事業に必要な基準を満たしているかというところの確認で認可をされると。確認につきましては、利用手続の説明や管理、運営等が給付対象施設として適格かということで、確認事項を行うというものになってございます。

続きまして、資料ナンバー3の3でございますが、こちらにつきまして、今、説明した内容のものがもう少し細かく書かれているものでありまして、教育・保育施設の中に認定こども園、幼稚園、保育所というものが有りますということで、その内容が書かれています。内容は省きますが、この中に保育所とありますが、陸別町の保育所はこの中には該当しませんで、認可外保育施設ということの中のへき地保育所というものでありますので、この基準等に該当するものではございません。

続きまして、下の欄、地域型保育事業。この小規模保育事業、利用定員6人以上19人の小規模な保育施設ということで、ゼロ歳から2歳児。家庭的保育事業については、保育者の居宅などにおいて、5人以下のゼロ歳児から2歳児を受け入れて保育を提供する。事業所内保育事業というのは、主として自社の従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する。居宅訪問型保育事業につきましては、保育を必要とする子どもの居宅において、ゼロから2歳児に保育を提供するというものであります。この一番下の居宅訪問型保育事業であります。当町が行っております保育ママの助成制度、よく似た制度だと見られますが、保育ママ制度はあくまでも個々の約束、個々の契約に基づいて保育を行っているものでありまして、こちらの居宅訪問型保育事業と申しますのは、あくまでも先ほど申し上げたとおり、認可と確認を経た事業者として認められた者が職員を派遣して行うものでありますので、似ていますが全く別物だというふうに御理解を願います。

続きまして、資料ナンバー3の4でございます。こちらが先ほど出た11項目の、もう少し細かくなった内容でございます。この地域子ども・子育て支援事業の概要の中にあります事業のうち、現在、陸別町が行っているものを申し上げますと、2番目の地域子育て支援拠点事業、こちら子育て親子広場というのを開設しております。子育てサークルのらっこクラブの支援も含めて行ってございます。続きまして、妊婦健康診査。陸別町自体で妊婦健康診査をやっているわけではございませんけれども、妊婦健康診査に係る費用14回分の費用を陸別町が支払いをしていると、給付をしているというものでございます。その下、乳児家庭全戸訪問事業、こんにちは赤ちゃん事業と書いてありますが、こちらはこの内容の事業を保育士が全件行ってございます。そこから飛びまして、一番最後の放課後児童健全育成事業、こちら学童保育事業でございますが、こちらは教育委員会の管理において実行されているものでございます。

以上まで、共通事項の説明であります。

申しわけございません。私、全戸訪問のところ保育士と申し上げたのでございます

が、保健師の誤りです。訂正をお願いします。申しわけありません。

共通事項は、以上でございます。

続きまして、資料ナンバー3の5、議案第54号陸別町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例でございます。この概要につきまして説明をいたします。

1番目、条例制定の根拠でございます。これは児童福祉法第34条の16第1項に、市町村は家庭的保育事業等の設備及び運営について条例で基準を定めなければならない云々ということで、ここの規定に基づいて条例を制定するものでございます。

続きまして、この事業についてですが、地域型保育事業は新たに市町村の認可事業として位置づけられたということで、3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対して行われる事業であり、次の4類型があるということで、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業ということでそれぞれ内容が記載されてございます。この内容が条例のほうに規定されております。

続いて3番目、家庭的保育事業等の認可基準についてということでございます。家庭的保育事業等の認可基準についてですが、こちら3本の条例に共通しますが、従うべき基準というものと参酌すべき基準というものがあります。めくっていただきまして、3の6ですが、従うべき基準というものは必ず適合しなければならない基準ということであり、参酌すべき基準というのが、十分参照するけれども地域性など特別な事情があれば異なる内容を定めることも許容されているというものであります。

第2章家庭的保育事業のこの下の表になります。この表の見方としましては、条例に載せております項目が一番左端になりまして、その内容、国の基準の内容を真ん中辺に載せてございます。そして米印で、今、申し上げました従うべき基準、参酌すべき基準、どちらかだということを記載しております。その隣、町の基準はどういうふうにしましたかということで載せてございます。

簡単に説明していきます。家庭的保育事業の連携施設、これにつきましては、連携施設の設定が必要ですが、5年間の経過措置がありますよという内容で、こちらについては従うべき基準ということで、条例の第6条で規定してございます。

続きまして、給食につきましては自園調理、いわゆる自分のところの施設の中でつくらなければなりませんということで、こちらについても従うべき基準で、条例のほうでは15条、16条で規定してございます。設備・面積ですが、保育室等、屋外遊戯場ですが、こちらにつきましては乳幼児一人当たりの面積要件ですが、こちらにつきましては参酌基準、参酌基準となります。陸別町としましては、第22条に規定をしてございます。

続きまして、保育従事者。家庭的保育者、市町村長が行う研修、市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む、以下同じ、というふうに書いてありますが、を修了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者。家庭的保育補助者については市町村長が行う研修を修了した者というものがありますが、こちらについても従うべき基準ということで、条例上は23条に規定してございます。

3の7に行きます。職員数。乳幼児3人につき一人を置くということですが、こちらから従うべき基準ということで、23条のほうに規定しています。

嘱託医。こちらについても従うべき基準ということで、第23条に規定しています。耐火基準等につきましては、参酌の基準でございますけれども、陸別町につきましては第25条、全て今まで国の基準のとおり規定をしているところでございます。

続きまして、第3章小規模保育事業。そのうちの小規模保育事業所A型でございますが、連携施設につきましては先ほどと同じ内容ですので省きますが、従うべき基準ということで第6条。続きまして、耐火基準等それから設備・面積基準につきましては参酌基準ということで、条例上は25条及び28条に規定してございます。

続きまして、給食。こちらについても先ほどと同じですけれども、従うべき基準ということで、28条、29条で規定しています。

めくっていただきまして、3の8ですが、保育従事者、職員数、嘱託医につきましては、従うべき基準ということで第29条に規定してございます。

続きまして、小規模保育事業所B型でございますが、こちらにつきましても連携施設及び保育従事者、職員数、給食、嘱託医につきましては、従うべき基準ということでありまして、それぞれ町の条文では、6条、31条に規定してあります。

設備・面積、それから隣のページ、3の9に行きまして、耐火基準等につきましては参酌基準ということでありますが、町の条例上は32条に規定してございます。

続きまして、小規模保育事業所C型でございますが、こちらにつきましても連携施設、保育従事者、職員数、給食、嘱託医までは従うべき基準であります。条例上は、第6条、23条、34条にそれぞれ規定してございます。一番下、設備・面積要件からめくっていただきまして資料3の10ですが、耐火基準等につきましては参酌基準ということで、条例上36条に規定をしています。

第4章居宅訪問型保育事業でございます。こちらにつきましては、全て従うべき基準ということでございます。保育従事者につきましては、市町村長が行う研修、都道府県知事その他の機関が行う研修を含む、を修了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者。補助者につきましては、市町村長が行う研修を修了した者等々、こちらについては子どもの安全・安心を確実に守るということで参酌基準は設けられておらず、それぞれ従うべき基準ということで保育の内容、連携施設、職員数まで従うべき基準ということで、町の条例上は、23条、37条、39条、40条で規定してございます。

続きまして3の11、事業所内保育事業。保育所型事業所内保育事業、定員20人以上の規定でございますが、こちらにつきましては、一番上の設備・面積要件につきましては参酌でございます。町の条例は43条に規定してございます。保育従事者、職員数、給食、嘱託医、連携施設につきましては、こちらについては従うべき基準ということで、国の基準のとおり第44条及び45条で規定してございます。耐火基準は参酌基準で、町の

条例は46条で規定しています。

続きまして、小規模型事業所内保育事業、定員19人以下のものでございます。連携施設、めくっていただきまして3の12、保育従事者、職員数、給食、嘱託医までは従うべき基準ということで、第6条から47条の中で規定をしてございます。設備・面積要件及び耐火基準等につきましては参酌基準でございまして、町の条例上は48条で規定をしています。

施行期日でございますが、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、平成24年法律第67号の施行の日とするとありますが、こちらについては平成27年4月1日に予定されております。

議案に戻っていただきまして、議案18ページ、議案第54号陸別町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例。この第1章第1条趣旨から第48条まで、ただいま説明を申し上げました資料の内容がそれぞれの条文で規定されているものでございます。

議案の33ページに附則が規定されております。附則のうち、経過措置等が含まれているのがありますので、簡単に説明をいたします。

附則第2項、食事の提供の経過措置ということでちょっと書いてありますが、こちらを簡単に説明しますと、現在、自分のところで調理を行っていない場合については、5年を経過するまでの間は経過措置として食事の提供や調理員の配置の規定について適用しないことができるということを書いた規定でございます。

続きまして、その下、3項の連携施設に関する経過措置につきましては、連携施設についても5年間を経過する日までは確保しないことができるということで、猶予期間を設けているというものでございます。

続きまして、小規模保育事業B型等に関する経過措置でございますが、こちらについては小規模保育事業B型等の保育従事者として、条例の第23条に規定する家庭的保育者と家庭的保育補助者を保育従事者として見なすことができるという規定でございます。

続きまして、条例、議案34ページですが、利用定員に関する経過措置、こちらにつきましては小規模保育事業C型にあってはということで、利用定員の猶予期間を設ける5年間の経過措置があるよということが記載されたものでございます。

以上で、議案第54号の説明を終わります。

続きまして、議案第55号の説明に移ります。資料につきましては、3の13をお開き願います。

陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の概要です。条例制定の根拠につきましては、子ども・子育て支援法の第34条第2項特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い等々とありますが、この規定及び第46条第2項特定地域型保育事業者は市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い等々ということがありまして、こ

の基準に基づきまして条例の制定をするものでございます。

続きまして、2番目、新制度における確認制度及び利用定員ということですが、市町村は施設型給付及び地域型給付について対象となることを希望する教育・保育施設や事業者について、児童福祉法に基づく認可を受けていることを前提に、各施設、事業の類型に従って、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費を支払うということになります。その各施設、事業において設定可能な利用定員と認定区分との関係は次の表のとおりでございますが、表の中に丸があるのは、定員を設置しなさい、ただ、括弧書きもありますので、定員設定なしも可ということもありますが、ここに書かれたとおり。定員設定なし、全くなくていいのが、ハイフン、横棒で消されている幼稚園の満3歳未満児3号認定というところになります、こちらのほうになりますというような表になってございます。

めくっていただきまして、資料ナンバー3の14です。

今、ちょっと出てきましたけれども、子ども・子育て支援法では、教育、保育を利用する子どもについて三つの認定区分が設けられ、これに従って利用できる施設等が決められるということで、1号認定、2号認定、3号認定がございまして、この表の左側、認定区分に簡単に説明があります。1号認定というのは、満3歳以上の小学校就学前の子どもですということで、利用できる施設は幼稚園、認定こども園。2号認定というのは、満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保護者の労働、または疾病その他の事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難である者、いわゆる保育に欠ける者ということでございます。3歳以上の保育に欠ける者については2号認定ということで、利用できる施設は保育所、認定こども園ということです。続きまして、3号認定です。満3歳未満の子どもで、保護者の労働、または疾病その他の事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるという者。つきましては、保育所、認定こども園、小規模保育等が利用できますよということが書かれたものであります。

続きまして、第2章第1節、下の表になります。利用定員に関する基準です。こちら先ほどと同じです、従うべき基準、参酌すべき基準がございまして。利用定員です。利用定員につきましては、特定教育・保育施設、認定こども園については、利用定員の数を20人以上とし、1号認定、2号認定及び3号認定の子どもの定員を定める。幼稚園については、1号認定の子どもの定員を定める。保育所は、利用定員の数を20人以上とし、2号認定及び3号認定の子どもの定員を定める。特定地域型保育事業のうち家庭的保育事業は、利用定員の数を一人以上5人以下とし、3号認定の子どもの定員を定める。小規模保育事業は、A型及びB型は利用定員の数を6人以上19人以下とし、C型は利用定員の数を6人以上10人以下とし、3号認定の子どもの定員を定める。居宅訪問型保育事業は、利用定員の数を一人とし、3号認定の子どもの定員を定める。事業所内保育事業、その雇用する労働者の監護する就学前の子どもの定員及び3号認定の子どもの定員を定めるというものであります。こちらにつきましては、従うべき基準ということで、町の条例上第4

条と第37条に規定しています。

定員の遵守。こちらにつきましては、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて保育の提供を行ってはならないというものでありますが、こちらについては参酌基準であります。しかしながら、陸別町は国の基準のとおり、第22条と48条で基準どおりに規定してございます。

続きまして、第2章第2節です。運営に関する基準。こちらにつきましては、内容、手続の説明及び同意。内容は省きますが、こちらについては従うべき基準ということで、第5条と第20条に規定しています。

めくっていただきまして、3の16。下のほうになります。正当な理由のない提供拒否の禁止ということで、こちらも従ってくださいということで国の基準のとおり第6条と第39条に規定しています。

定員を上回る場合の選考についても従うべき基準ということで、町条例上は第6条と39条に規定してございます。

次のページ、3の17です。支給認定証の確認、支給認定の申請の援助。続きまして、心身の状況等の把握につきましては、参酌基準ということで、町条例に8条、9条、10条で規定しています。

特定教育・保育施設等との連携ということで、こちらについては、内容を読みますと、特定地域型保育事業、事業者は集団保育の体験、事業者に対する相談、助言その他の保育内容の支援、代替保育の提供、就学前までの連携施設での受け入れに関する事項に係る保育所等の連携施設を確保しなければならないという規定でございますが、こちらについては従うべき基準ということで第11条に規定しています。

利用者負担額の受領につきましても、従うべき基準ということで13条に載せています。子どもの適切な処遇、こちらにつきましても従うべき基準ということで条例は24条、25条、26条に規定しています。秘密の保持等、こちらにつきましても従うべき基準で第27条に規定しています。苦情解決、こちらにつきましては参酌基準で30条に規定してございます。事故発生の防止及び発生時の対応、こちらにつきましても従うべき基準ということで32条に規定しています。会計の区分、こちらについては参酌基準ということですが、国の基準のとおり33条ということで規定しています。記録の整備、こちらも参酌基準でございますが、国の基準のとおりで規定しておりまして34条と49条でそれぞれ規定をしているというものであります。

施行期日であります。こちら、子ども・子育て支援法、平成24年法律第65号の施行する日ということでありますが、こちらについても平成27年4月1日に予定されております。

議案集35ページにお戻りいただきまして、陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例。第1章第1条の趣旨から第52条まで、ただいま説明を申し上げました内容は、それぞれの条項で規定されております。こちらについても経

過措置、経過規定があります。附則の中で、議案集52ページをお開きください。こちら2項で特定保育所に関する特例ということが載っておりますが、こちらは簡単に言いますと、法の附則第6条で特定保育所、いわゆる私立保育所でございますが、については、当分の間、施設型給付費制度にかえて委託費の支払いといえる経過措置が規定されていることから、本文はこれを受けて施設型給付に係る規定について読みかえをするという、読みかえ規定でございます。

続きまして、4項の施設型給付費等に関する経過措置でございますが、こちらにつきましても法附則第9条で、1号認定の子どもの施設型給付費の額については、幼稚園に係る現在の国、地方の費用負担状況や都道府県下のばらつきを踏まえ、円滑な移行のために当分の間、全国统一費用部分、義務的経費と地方単独費用部分、いわゆる裁量的経費の合計の額とするという経過措置が盛り込まれているものでございます。

53ページの利用定員に関する経過措置と連携施設に関する経過措置につきましては、小規模保育事業C型の利用定員や特定地域型保育事業の連携施設の確保について経過措置を設けるというものでございます。

議案第55号の説明については以上であります。

続きまして、議案第56号陸別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の説明をいたします。資料ナンバー3の19からになります。

資料ナンバーの3の19の一番上、条例制定の根拠。児童福祉法第34条の8の2第1項で、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について条例で基準を定めなければならない云々ということで、こちらの規定に基づきまして条例を制定するものであります。2番目、放課後児童健全育成事業の基準の制定ということで、この制定の内容、理由についてちょっと説明をしているものでございます。3番目、放課後児童健全育成事業の基準についてということで、また先ほどと同じような表になってまいりますが、読み上げます。

設備及び運営に関する基準ですが、一般原則として、放課後児童健全育成事業、以下事業という、における支援は、小学校に就学している児童であつて云々というのがあります。この小学校に就学している児童というのは、小学校1年生から6年生までということになります。現在、学童保育を行っているのは、小学校1年生から3年生までということになっておりますが、この規定で参酌基準であります、陸別町の基準は第5条で国の基準のとおり設けてございます。

めくっていただきまして、3の20、非常災害対策、職員の一般的要件、職員の知識及び技術の向上、設備まで、これにつきましては参酌の基準ではありますけれども、陸別町につきましては国の基準のとおり、それぞれ6条、7条、8条、9条で規定をしてございます。下の二つ、職員数、職員の要件。こちらにつきましては、従うべき基準ということですが、職員数は、職員は事業所ごとに二人以上配置する、ただし、そのうちの一人を除き、補助員をもってこれにかえることができるということ。

それから、職員の要件。次のいずれかに該当する者で、都道府県知事の行う研修を修了したものということで、いろいろ規定がありますがけれども、陸別町については、現在、正職員、臨時職員ともに保育士の資格を有する者ということでもあります。こちらにつきましては、従うべき基準ということで、第10条で規定をしてございます。

続きまして、児童の集団の規模。一つの支援の単位は、事業における支援の提供が同時に一人、または複数の児童に対して一体的に行われるものを言い、一つの支援の単位は、おおむね40人以下とするという規定でございます。40人以下ということですが、こちらについても参酌基準でございます。陸別町につきましては、国の基準のとおり第10条でのせてございます。

利用者の平等取り扱い、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規定、こちらにつきましては参酌基準ですが、国の基準のとおり第11条、12条、13条、14条で規定をしてございます。めくっていただきまして資料3の22、帳簿の整理、秘密の保持、苦情への対応、開所時間、開所日数、保護者との連携、関係機関との連携、事故発生時の対応、最後までですが、こちらにつきましては参酌基準ということで、それぞれ第15条、16条、17条、18条、19条、20条、21条で規定しております。

施行期日であります。子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、平成24年法律第67号の施行する日ということで、こちらも平成27年4月1日に予定されております。

議案集の54ページのほうにお戻りいただきます。

ただいま説明したのが、陸別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例ということで、趣旨の第1条から第21条まで、ただいま説明を申し上げました内容がそれぞれ条項で規定されております。

なお、こちらも附則がございます。附則の中に職員の経過措置というのがありますが、この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定、こちらは支援員の規定です、につきましては、適用については、同項中、修了した者とあるのは、修了した者（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）という経過措置が規定されてございます。

以上で説明を終わります。

以降は、質問によりお答えしていきますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第54号から議案第56号まで、3件を一括して質疑を行います。

あらかじめ申し上げますが、議案番号とページ数を言って質問をしてください。

7番河瀬議員。

○7番（河瀬洋美君） 議案番号は、議案の第56号です。資料は3の19からお尋ねをしたいと思います。

今回の条例を制定しなければならないという根本なところには、国の待機児童、待機者、子供たちの待機者解消のために、こういう新しい法を制定して、そういうものをなくしていこうという気持ちは十分にわかっているつもりです。でも、これはまず大都市に当てはまることで、当町の、自分たちの町に見合った保育をしっかりとやっているところについては、ちょっといろいろ説明を聞いても簡単に飲み込めないところがたくさんありました。

その中から一つ、議案の第56号についてお尋ねをしたいと思いますが、放課後児童健全育成事業の基準についてということで説明がありました。この中で、陸別町の場合では、現在、町が直接やっているのですけれども、1年生から3年生までを対象として学童保育をしております。その中で、説明によりますと、1年生から6年生にまでというような話が少し出ていたと思うのですが、陸別町ではこの後、1年生から6年生までの枠に延ばしていけるのかどうか、そういう体制をこの法の制定によって、そういう形をとっていくのかどうかについてまずお尋ねをしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） まずは、私のほうからお答えを申し上げます。

現在、私どものほうで学童保育について事務執行を実施しております。現在、1年生から3年生までというところで預からせてもらっております。

平成26年度の執行方針を立てるに当たって、平成27年度以降、小学生まで、6学年までのというふうな、範囲を小学生全学年にするという方向性もちょっと示されておりましたので、前年度の方針策定時からそれを見込んだ協議をしております。今回、提案しているとおおり、小学校までということの方針が示されて、条例の中にもうたわれるということを受けて、来年度に向けてそのように進められるような体制づくりということで検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番河瀬議員。

○7番（河瀬洋美君） この学童保育の件については、昨今のいろいろな報道などを見ておりましたが、学校から帰って一人で遊んでいるときに、いろいろな人からの声かけやらいろいろなことがあって、不幸な結果に終わったケースがたくさんあります。そういうところから考えても、学童保育についてはもっと年数を延ばしてはどうでしょうかということの前に私は質問したことがありますけれども、今回1年生から6年生までということと条例でこういうふうなうたわれるということになるのであれば、とにかく陸別でもいち早くそういうことに取り組んでいただきたい、来年から検討したいということで、来年には検討したいということですので、よかったなと思いました。

それと、今のところこの条例については、当町には当てはまらない制度であって、移行は義務化されていないということもここにうたわれております。ということは、今後、陸別町の保育は大きな体制の変更とか、大きな影響はないのでしょうか、お答えいただきたいです。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） ただいまの移行は義務化されていないというものでございますけれども、こちらにつきましては説明資料の3の1のところに出ていたものかと思われます。こちらにつきましては、認定こども園制度のこととございまして、要は学童保育というのはこちらの給付制度からちょっと外れて、ちょっと資料を……。

失礼いたしました、現在の保育所のこととございましてか。失礼いたしました。現在の保育所につきましては、いわゆる既存の幼稚園、保育所からの移行については義務化されていないという部分もありますことと、それから、こちらに規定されている保育所、幼稚園等の概念とは外れてございまして、今後についてもこのままへき地保育所で運営することは可能であるということと、今の陸別の実態を考えると、今のへき地保育所事業をしていくほうが利用者負担の面からも、こちらのほうの設備体制等のことから適当であるというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、議案第54号の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第54号陸別町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第55号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第55号陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(宮川 寛君) 起立全員です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第56号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第56号陸別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(宮川 寛君) 起立全員です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第57号陸別町給食センター条例

○議長(宮川 寛君) 日程第11 議案第57号陸別町給食センター条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長(金澤紘一君)〔登壇〕 議案第57号陸別町給食センター条例についてでございますが、平成27年度から陸別町給食事業を開始することに伴いまして、所要の制定を行おうとするものであります。

内容につきましては、教育委員会次長のほうから説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(宮川 寛君) 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長(有田勝彦君) それでは、私のほうから議案第57号陸別町給食センター条例について説明をさせていただきます。

この条例につきましては、町長の提案の理由でもありましたけれども、来年の平成27年度から陸別町給食事業が開始されることに伴い制定するものであります。当然、新規の条例制定ということになります。

まず、この条例制定の目的でありますけれども、陸別町を設置者として給食が実施されることに伴い、給食センター施設の設置を明確にするため、名称及び位置、給食費等について、また学校給食法第2条に規定されている学校給食の目標を達成するため、本条例を制定するものであります。

まず、設置。第1条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、陸別町給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。この30条の規定でありますけれども、地方公共団体は条例で教育に関する専門的施設、その他の必要な教育機関を設置することができるという規定に基づきまして設置をしております。

名称及び位置。第2条、給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。名称、陸別町給食センター。これは、給食対象者が小中学校の児童生徒及び保育所園児としているため、あえて学校を頭につけていないということで、陸別町給食センターという名称にしたいというものでございます。位置につきましては、陸別町字陸別西1線311番地13。これは、陸別町農畜産物加工研修センターの隣に位置しております。

管理。第3条、給食センターは、陸別町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

職員。第4条、給食センターに、所長及びその他必要な職員を置く。

給食費。第5条、給食センターが供給する給食の給食費は、学校給食法第11条第2項の規定によるものとし、その額及び徴収については教育委員会が定める。この第11条第2項の規定でありますけれども、給食費は保護者が負担するという規定によるものであります。2、教育委員会は特別な事情があると認めるときは減免することができる。これは児童等が病気、事故、その他の理由で給食を受けない日が連続して一定程度以上あった場合の措置を考えております。

委任。第6条、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則。施行期日。1、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

準備行為。2、給食センター給食業務及び厨房機器類等の操作、その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行の前日においても行うことができる。この規定につきましては、現在、建設工事をやっておりますけれども、工期が来年の2月13日までの予定となっておりますけれども、来年の4月1日からの開設を予定しておりますけれども、その前段で調理員の研修等を実施する予定となっておりますので、準備行為としての規定を明記しているところであります。

平成26年9月9日提出ということで、提案理由は先ほど申し上げたとおりでありますけれども、以上、簡単でありますけれども説明を終了させていただきます。

以後、御質問によってお答えさせていただきたいと思っております。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 5 7 号陸別町給食センター条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第 5 7 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 5 8 号陸別町給食センター管理運営基金条例

○議長（宮川 寛君） 日程第 1 2 議案第 5 8 号陸別町給食センター管理運営基金条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第 5 8 号陸別町給食センター管理運営基金条例についてでございますが、平成 2 7 年度から陸別町給食事業を開始することに伴いまして、所要の制定を行おうとするものでございます。

内容につきましては、教育委員会次長のほうから説明をいたしたいと存じます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長（有田勝彦君） それでは、議案第 5 8 号陸別町給食センター管理運営基金条例について説明をさせていただきます。

まず、設置。第 1 条陸別町給食センター管理運営事業に充てるため、陸別町給食センター管理運営基金（以下「基金」という。）を設置する。

積み立て。第 2 条、基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

管理。第 3 条、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

運用益金の処理。第 4 条、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

処分。第 5 条、この基金は、第 1 条の事業に充てる場合に限り、処分することができる。

委任。第 6 条、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は町長が別に定める。

附則。この条例は、公布の日から施行する。平成 2 6 年 9 月 9 日提出。

提案の理由でありますけれども、先ほどの条例と同様に、来年から陸別町給食事業を開始することに伴って、この条例制定につきましては、給食センターをこれから運営していくに当たりまして、これから人件費ですとか維持管理経費につきまして多大な経費が、支

出が見込まれるということでありまして、給食センターの維持管理及び運営に資するため、本基金条例の設置により財源確保を行い、毎年度の負担軽減に当てていくということを目的にして、この基金条例を制定したいというものであります。

以上、簡単でありますけれども説明を終了させていただきます。

以後、御質問によってお答えさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第58号陸別町給食センター管理運営基金条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第59号平成26年度陸別町一般会計補正予算（第7号）

◎日程第14 議案第60号平成26年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

◎日程第15 議案第61号平成26年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）

◎日程第16 議案第62号平成26年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮川 寛君） 日程第13 議案第59号平成26年度陸別町一般会計補正予算（第7号）から日程第16 議案第62号平成26年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）まで、4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤絃一君）〔登壇〕 議案第59号平成26年度陸別町一般会計補正予算（第7号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,086万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億8,931万円と

するものでございます。

続きまして、議案第60号平成26年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ762万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,017万8,000円とするものでございます。

続きまして、議案第61号平成26年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ485万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,408万円とするものでございます。

続きまして、議案第62号平成26年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ893万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,195万7,000円とするものでございます。

以上、議案第59号から第62号まで、補正予算4件一括提案を申し上げたいと存じます。

内容につきましては、副町長のほうから説明を申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） それでは、まず議案第59号について説明をいたします。

平成26年度陸別町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表繰越明許費」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加、変更は「第3表地方債補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出8ページをお開きください。

8ページ、歳出であります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費。この2節の給料55万円の減額、3節の職員手当等13万3,000円の減額、4節の共済費14万5,000円の減額、合わせて82万8,000円の人件費の減額でありますけれども、これについては4月1日付に採用したものと10月1日付に採用する者との人件費の差額分の減額となります。

9節普通旅費94万2,000円でありますけれども、実は一般管理費の職員の旅費が不足を来すということで、今回、追加でお願いするものであります。内訳としては、4月

に議会の視察がありましたけれども、その同行3名分が31万9,000円、それから職員4名採用予定でありますので、その赴任旅費が48万6,000円ございます。それから、マイナンバー制度、その研修会、説明会が札幌で、これが3回ほどございまして、13万7,000円の不足ということで、合わせて94万2,000円の追加の補正をお願いするものであります。

それから、19節負担金補助及び交付金、地方公共団体情報システム機構66万3,000円ですが、まず歳入でも同額補助金として入ってきます。内容としては、社会保障税番号一体の改革の中のマイナンバー制度における中間サーバーを共同利用するための負担金でございます。

それから、5目の財産管理費25節の積立金857万円ですが、内訳としてふるさと整備基金積立金250万円、これは寄附3件でございます。それから、9ページになりますが、いきいき産業支援基金積立金606万円、これは歳入でも出てきますけれども、優良家畜導入貸付金の繰り上げ償還分です。地域福祉基金積立金1万円、これは寄附1件でございます。

3款民生費1項社会福祉費1目の社会福祉総務費2節の給料308万8,000円、3節の職員手当等206万5,000円、4節の共済費82万円、合わせて597万3,000円の補正でありますけれども、これは4月1日付の人事異動に伴っての職員の人件費の追加の補正となります。

10ページになります。

23節償還金利子及び割引料47万6,000円。これは、国庫補助金等の返還金でありますけれども、25年度分の障害者自立支援給付金の確定に伴う国への補助金の返還、これが40万8,893円、それから障害者医療費確定に伴う国への負担金の返還が4万5,183円、地域生活支援事業確定に伴う国への補助金の返還が1万4,000円、同じく地域支援事業確定に伴う道への返還金7,000円の内訳となります。

2目の老人福祉費7節の賃金61万1,000円、臨時介護認定調査員の賃金でありまして、10月から3月までの6カ月間90人工分の賃金となります。

それから、8節の報償費5万円、謝礼金。それから11節の需用費12万9,000円、消耗品11万9,000円、燃料費1万円。12節の役務費5,000円、これは手数料ですけれども新聞折り込み手数料。委託料34万円、市民後見推進事業の委託料。18節備品購入費6,000円、事務用備品で、これはホワイトボード1個ですけれども、資料のナンバー4をお開きいただきたいと思います。

資料のナンバー4は、市民後見推進事業の説明資料でありまして、中ほどになりますけれども、平成23年の老人福祉法改正で市民後見人の養成が地方自治体の責務とされたものであります。認知症高齢者の権利を守るために、陸別町においても市民後見の取り組みを推進する必要があると。これ四角で囲ってございますが、後見人とは、身上監護や財産管理を行うもので、従来は弁護士や福祉職等専門職が後見人を担っていましたが、一定

の研修（市民後見人に必要な資格）を受けた住民が家庭裁判所において選任された後、後見人となり、その人により身近な支援を行い、安心して暮らせる生活を支えるのが市民後見人ですということで、陸別町では昨年1名の方が足寄のNPOの方に後見人として手続をしていただきました。

それでは、この下になりますけれども、北海道では26年度において1,200人の市民後見人を養成することを目標として進めてきておりまして、陸別町でも昨年度、足寄町と合同で市民後見人養成研修を実施しました。場所は足寄町ですけれども、陸別町からは24名の市民後見人の研修修了者が誕生しました。

市民後見人が活動するためには、活動支援機関として後見実施機関の設置が必要であります。現在、陸別町も足寄町も未設置でございます、今年度、足寄町もそうですが、陸別町も介護保険事業補助金を活用して、実施機関設置に向けて、社会福祉協議会や足寄町のNPOよりそい倶楽部等々、専門の講師をアドバイザーとして招いて、実施機関の設置に向けて協議を行うということになります。

また、それにあわせて、市民後見人のフォローアップ研修、後見人についての普及啓発を目的に講演会を行うという内容でありまして、予算書10ページにもう一度お戻りください。

8節の5万円、謝礼金。これはフォローアップ研修1回と実施機関開設準備会議の講義2回、合わせて3回の謝礼5万円です。それから、需用費、消耗品費11万9,000円。これは後見人関係のパンフレットなどを購入、それから燃料費1万円は、管内の視察を予定しておりまして、その車両用ということで、公用車ですけれども、公用車の燃料費も補助対象になるということで見えております。それから役務費、新聞折り込み料5,000円。これは講演会のチラシを新聞折り込みするというものです。委託料34万円、市民後見推進事業でありまして、これは町民向けの講演会ですとかフォローアップ研修会、実施機関開設準備会の関係、あとは事務費で34万円です。備品購入費としては、先ほども説明させていただきましたけれども、ホワイトボードを1個購入したいということで6,000円。合わせて、この事業については53万円。特定財源内訳の国道支出金の中の金額と同額となります。

それから、6款農林水産業費1項農業費2目の農業総務費、給料で131万4,000円の減額。次のページで、職員手当等で106万6,000円の減額。共済費で37万8,000円の減額、合わせて275万8,000円の減額であります。これは4月1日人事異動と4月1日付採用者との人件費の相殺による減額となります。

7款商工費1項商工費2目の商工振興費19節負担金補助及び交付金、補助金で商業活性化施設整備事業1億534万7,000円の補正であります。資料は、ナンバー5をお開きください。

ナンバー5は、概算事業費ということになりますけれども、今回の1億534万7,000円の補正予算の内訳は、建物本体工事が2億480万円、内訳としては、補助対象分

が1億8,960万円、対象外経費、これは消費税分ですけれども1,520万円で、これは括弧書きは当初の金額であります。本体工事においては、事業費2,854万4,000円の増となります。補助対象でいけば1億8,960万円ということで、2,640万円の増、消費税分で214万4,000円の増となります。

それから、2の外構工事1,120万円。補助対象経費では1,040万円、消費税分が80万円ということで、当初の1,350万円から見ると230万円の減額、補助対象でいけば210万円の減額、消費税分では20万円の減額、合わせて小計ですけれども2億1,600万円、補助対象が2億円で補助対象外が1,600万円ということで、差し引き当初の額と比較しますと2,624万4,000円の事業費の増。補助対象分は2,430万円、補助対象外は194万4,000円の増となります。補助金は、もう既に内示を受けておりますので1億1,713万3,000円ということで、これは変更はございません。自己負担、これは町の補助金になりますけれども、当初7,262万3,000円でしたが9,886万7,000円ということで、2,624万4,000円の増となります。あと、4の工事監理費648万円は変更ございません。今回の補正額は、小計欄の自己財源分9,886万7,000円と4の工事監理費648万円、これを合わせた金額1億534万7,000円が補正額となります。あと、3の実施設計、5の旧セイコーマート解体等、6の解体修復、7の不動産購入費については確定しております。したがって、この合計欄でいきますと、事業費は2億4,787万200円ということで、当初から見ると2,498万8,200円の増、補助対象分で2,430万円の増、補助対象外は68万8,000円の増で、財源内訳の自己財源分、これは2,498万8,200円の増となります。この増の要因としては、まず当初の事業費の積算、見通しが甘かったといえますか、資材費ですとか労務賃金の上昇が大きく変更となりまして、事業費に不足を来したということでもあります。

追加資料2の1と2の2に平面図、1階と2階に分けて添付しております。これは、さきに議会でお配りした平面図とは変更ございません。

それでは、予算書の12ページへお戻りください。

12ページですけれども、8款土木費2項道路橋りょう費1目の道路橋りょう総務費13節委託料で測量試験費150万円。それと、4目の道路新設改良費、委託料、測量試験費710万円。これは、資料の6の1をお開きいただきたいと思います。

資料の6の1であります。まず、資料の6の1は、用地確定測量等事業と道路整備事業でありまして、まず下の8の2の1、これは道路橋りょう総務費のほうになりますけれども、南トナム2号支線、これは670メートルの延長ですが、この用地確定測量の予算150万円であります。実は、町道用地の中に私有地が入っているというのが判明いたしまして、その用地確定測量をしなければ確定できないということで、今回予算150万円を計上しております。それから、上の川向伏古丹連絡線400メートル、これは科目は8の2の4でありまして、道路新設改良費の350万円であります。ここの路線は、平成2

7年度から29年度までの3年間で舗装工事を予定するというので、今回、測量設計費を計上しております。

それから、資料6の2になりますけれども、道路整備事業でありまして、8の2の4の科目道路新設改良費ですけれども、東1条仲通り230メートルの測量設計費であります。27年度に歩道整備を予定しております。

予算書のほうに、12ページのほうにお戻りいただきたいと思います。

道路橋りょう総務費の委託料150万円、それから道路新設改良費710万円、これは町道、今説明しました2路線分710万円であります。それから、真ん中の道路維持費、委託料117万4,000円、これは除排雪業務ですけれども、実はことしの4月4日、5日、10日に降雪がありまして、業者に委託して除雪に出動していただきました。その予算は、今年度の予算から支出をして執行しておりますので、今回その分を補正しまして、これから冬期間の除雪の執行を確保するというので計上しております。

それから、10款教育費1項教育総務費3目の教育振興費19節負担金補助及び交付金、交付金、学校教育推進協議会8万7,000円。これは午前中の教育委員長のほうからの口頭の行政報告のときにございましたけれども、8月2日から3日にかけての北斗市で開催の全道中体連バドミントン大会で、陸中の3年生1名が個人戦3位に入りまして、8月19日から22日の愛媛県西条市で開催された全国大会に出場したわけであります。その参加に係る経費8万7,000円については、学校教育推進協議会の規定により中体連関係の予算を執行しておりましたので、その分を補填するというので8万7,000円を今回補正しております。

それから、13ページになりますけれども、10款教育費4項社会教育費1目の社会教育総務費12節役務費で2万6,000円。通信運搬費ですけれども、これは学童保育所の電話料に不足が見込まれるということで、今回追加をお願いするものです。

それから、5項保健体育費3目の学校給食費、7節賃金、臨時調理員賃金145万1,000円。先ほど議決をいただきました給食センター条例で、準備行為ということで附則にございますが、調理員の事前研修ですとか厨房機器類の操作、あるいは調理実習などの賃金を145万1,000円の計上としております。

それから、14ページ、15ページは、職員の給与費明細書がありますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

それでは、歳出を終わりました、歳入5ページをお開きください。

5ページ、歳入であります。

9款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税、今回、普通地方交付税で1,517万5,000円を補正をしております。既定額22億3,724万1,000円ですけれども、普通交付税が20億5,724万1,000円と特別交付税が1億8,000万円です。今回1,517万5,000円を補正しまして、普通地方交付税、補正後の額は20億7,241万6,000円、特別交付税が1億8,000万円ございます。合わせて22億

5,241万6,000円となります。専決処分などでも御説明させていただきましても、26年度、普通交付税が確定しております。21億6,808万6,000円ですので、補正後の額20億7,241万6,000円との差し引き9,567万円を現在留保しております。

それから、13款国庫支出金2項国庫補助金1目の総務費補助金1節の総務管理費補助金、社会保障・税番号制度導入整備補助金66万3,000円。これは、歳出で説明しました中間サーバー共同利用に係る補助金100%でございます。それから、2目の民生費補助金1節の社会福祉費補助金、介護保険事業補助金53万円。これは、先ほど民生費で説明しました市民後見推進事業の補助金になります。

それから、16款寄附金1項寄附金2目の指定寄附金1節の総務費寄附金250万円、ふるさと整備資金、これは、寄附3件でございます。2節の民生費寄附金、地域福祉資金1万円、これは寄附1件でございます。

それから、17款繰入金1項基金繰入金1目のふるさと整備基金繰入金5,000万円、これは商業活性化施設整備事業に充当を考慮してございます。

それから、19款諸収入3項貸付金元利収入1目の家畜導入貸付金606万円、優良家畜導入貸付金の繰り上げ償還分、牛18頭分の繰り上げ償還でございます。それから19款諸収入5項雑入3目の雑入ですが、5節の雑入、介護給付費負担金等精算返還金171万3,000円ですが、これは25年度分の介護保険特別会計での介護給付費地域支援事業の確定に伴いまして、一般会計への返還金でございます。4目の過年度収入2節の障害者福祉費等負担金過年度収入109万7,000円、障害者福祉費等負担金109万7,000円ですが、これも平成25年度の国庫負担金、道負担金の確定に伴いまして、国、道からの追加交付分でございます。まず、国からは障害児施設措置費、障害児通所給付費分ですが3,811円。同じく、北海道からの交付分、追加分が4,083円。それから、自立支援給付費、障害者福祉サービスの補装具、これも北海道からですが108万6,281円。障害者医療負担金、自立支援の更生医療分ですが3,809円の北海道からの追加交付となります。

7ページは、20款町債1項町債6目の臨時財政対策債311万6,000円の追加であります。当初、1億3,500万円を見ておりましたけれども、交付税算定の際に確定しまして1億3,811万6,000円に額が確定しました。それで、不足分311万6,000円を追加するものです。7目の商工債でありますけれども、これは過疎債になります。商業活性化施設整備事業として5,000万円。

以上で歳入を終わりにして、4ページをお開きください。

4ページは、第2表繰越明許費であります。

7款商工費1項商工費、事業名は商業活性化施設整備事業、金額1億534万7,000円。これは27年度までの事業となりますので、契約も27年度までと、そういうこととなりますので繰越明許費で設定をしております。

第3表地方債補正。追加ですけれども、過疎対策事業、商業活性化施設整備事業、限度額5,000万円。起債の方法は、普通貸借、または証券発行、利率、償還の方法は記載のとおりです。変更、臨時財政対策債。補正前の限度額が1億3,500万円、補正後の限度額が1億3,811万6,000円で311万6,000円の増となります。利率については、それぞれ記載のとおりでございます。

以上で、議案第59号の説明を終わります。次に議案第60号の説明に移ります。

議案第60号平成26年度陸別町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

2、歳出。

9款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目の償還金23節の償還金利子及び割引料、国庫補助金等返還金762万9,000円の補正でして、これは25年度分の療養給付費の確定に伴いまして、国へ721万7,174円、それから退職者医療給付費の確定に伴いまして、支払基金へ41万1,598円を返還するという内容でございます。

以上で歳出を終わります。歳入、4ページをお開きください。

1、歳入。

9款繰越金1項繰越金1目繰越金、前年度繰越金762万9,000円の補正でして、繰越金の確定額は1,488万5,528円でありまして、今回、補正後の金額1,262万9,000円を引いた225万6,528円が現在留保をされております。

以上で議案第60号の説明を終わります。次に、議案第61号の説明に移ります。

議案第61号平成26年度陸別町の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

2、歳出であります。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費4節共済費75万5,000円、これは社会保険料などです。7節賃金、262万1,000円、臨時看護師賃金、これは10月から3月までの分であります。9節旅費31万2,000円、普通旅費は10月1日採用分の赴任旅費、それから臨時職員分の赴任旅費が内訳となっております。11節需用費17万7,000円、これは消耗品費、燃料費、光熱水費。これは医師住宅を改修した単身者用の住宅の消耗品でございます。12節役務費28万3,000円、労働者紹介手数料。1

3節委託料70万2,000円、設備改修でありますけれども、まず共済費から役務費について、若干御説明を申し上げます。現在、看護師1名が昨年から欠員でありまして、当初予算では一応人件費は見ておりますけれども、現在、欠員状態になっていると。その中で、今回1名の応募者がございまして、10月1日付で採用、内定をしたところであります。一方で、今いる看護師のうち1名が結婚のために9月30日付で退職をするということになっています。それで、昨年から募集しても結局1年以上欠員状態が続いたということでもありますので、今回、急を要するということで、人材紹介の派遣会社から1名臨時看護師を派遣してもらおうと、そういったことで12節の役務費ですとか社会保険料、賃金、旅費、需用費、そういう予算を計上をしております。

それから、13節委託料70万2,000円、設備改修ですけれども、資料のナンバー7をお開きいただきたいと思っております。資料のナンバー7は、上のほうに夜間救急入り口とございますが、そこから入ってきてすぐ左側に黒い矢印で2本、縦にしま線が入っていますが、これは今カーテンでして、救急が入ったり、日曜日の入院患者の見舞いですとか、そういう方が入ってこられると、風が強いときなどにはごみですとか枯れ葉だとかそういったものが入ってきて不衛生の状態になっているということがございまして、これも患者からの苦情などもございました。したがって、今回ここに開きドアをつけて改修をしたいという内容であります。

それでは、予算書の4ページ歳入をお開きください。

1、歳入。

6款繰越金1項繰越金1目の繰越金、前年度繰越金448万2,000円の補正です。確定額1,135万3,338円で確定しております。今回、補正後548万2,000円ありますので、それを控除した587万1,338円を留保しております。

7款諸収入1項雑入1目雑入2節雑入で36万8,000円。これは、社会保険料個人負担金でございます。

以上で議案第61号の説明を終わりました、次、議案第62号の説明に移ります。

議案第62号平成26年度陸別町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

5ページ、歳出であります。

4款基金積立金1項基金積立金1目の介護給付費準備基金積立金。これは、介護給付費準備基金に639万7,000円を積み立てるものでして、まず、歳入でありますけれども、国、道の追加交付分、過年度分が305万3,190円ございます。それと、繰越金が588万3,438円ございますので、それから下の返還金254万円を引いた639

万6,276円が基金に積み立てられることとなります。

5款の諸支出金1項償還金及び還付加算金2目の介護給付費負担金等返還金ですが、23節償還金利子及び割引料254万円です。平成25年度分の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴いまして、国に10万5,914円、支払基金に66万8,364円、北海道に5万2,957円、町に171万3,117円、合わせて254万352円を返還するものであります。

以上で歳出を終わりました、歳入の4ページに移ります。

2款の国庫支出金1項国庫負担金1目の介護給付費負担金2節の過年度分であります。介護給付費負担金60万3,000円。これは、25年度分の介護給付費負担金の確定に伴う追加交付分であります。

それから、3款道支出金1項道負担金1目の介護給付費負担金2節の過年度分。これも国庫負担金と同様に、25年度確定に伴いまして追加交付245万2,000円となります。

7款繰越金1項繰越金1目の繰越金、前年度繰越金588万2,000円を全額計上しております。この収支、差額ゼロによって、25年度分の介護保険の国、道等からの歳入、それから介護会計が差し引きゼロの決算に終わったと、そういう内容でございます。

以上をもちまして、議案第59号から第62号の説明を終わります。

以後、御質問によってお答えをしたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 2時15分まで、休憩いたします。

休憩 午後 1時58分
再開 午後 2時14分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの予算説明で訂正があるそうですから、発言を許します。

佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 議案第61号の直診会計の補正予算の歳出のほうで、説明を訂正させていただきます。

看護師1名、10月の1日から内定と申しあげましたけれども、内定予定ということで訂正させていただきたいと思います。それから、人材派遣会社から1名派遣してもらうということだったのですが、これは派遣ではなくて紹介をしてもらうという言葉の訂正をさせていただきます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第59号平成26年度陸別町一般会計補正予算（第7号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について質疑を行います。

事項別明細書は、5ページから13ページを参照してください。

6番村松議員。

○6番(村松正敏君) それでは、11ページの商工振興費の商業活性化施設整備事業について、今回2,500万円ぐらい当初予定していたよりふえたということをお聞きしました。7月の段階から見まして、資材だとか人件費等でふえたということなのですが、そのときに構想図ということで我々に示された図面から見まして、今回提出されました部分については、若干、薬局だとか整骨の部分ですか、そういうのが若干変わっているのかなというふうに思うのですが、そういう大きさだとか、そういうものの変更とか、そういうものでのことはないのかどうか、それらについてお聞きします。

それともう一つ、土木費の中の道路新設改良費の測量試験費ということで出てきているのでは、説明資料の中で6の2、東1条仲通230メートルということの部分があると思うのですよ。この部分について、旧マルハヤさんの部分が解体されまして、その部分が広がった。そして、27年度における部分で歩道等の関係を今やっていくというようなことではないのかなというふうに聞いて思いました。それで、役場側から小学校側に向けてはずっと整備されまして、そこから今、測量しようというところは、私が見たところ50センチほど、国道側に向かって見れば右側へちょっとずれが50センチぐらいあるのかなというふうなものが見えます。それと、あと道路にかかわる民地が入っている部分があるのかなというふうに思うのですが、その辺についてのことを視野の中に入れてこの辺考えていくのか、その辺についてお伺いします。

○議長(宮川 寛君) 副島産業振興課長。

○産業振興課長(副島俊樹君) 商業活性化施設の配置、平面図の関係などがございますけれども、以前提示させていただいていた図面とほとんど変わってはいないと思うのですが、全体のほうの施術室の奥に新たに更衣室が設けられたのが前回とちょっと変わっているところかなと思います。あと大きな配置についてはほとんど変わっているところはないというふうに考えておまして、全体に占める資材ですとか労務の関係で額がふえてきたということで判断をしております。

以上であります。

○議長(宮川 寛君) 高橋建設課長。

○建設課長(高橋 豊君) 御質問のあった東1条仲通の関係でございますが、まず道路敷地がどの程度あるのかということでまず確認をして、その中において道路の中心線を選定していきたいというふうにまず考えております。

歩道の幅については、できればこの道路敷地の中におさまる幅の歩道が確保できるのかどうかをまず検討させていただいて、そして現在で見ますと、民地が道路敷地の中に入り込んでいるのもわかっている物件もありますので、その用地がある程度確定した段階で、入り込んでいる所有者の方に御理解をいただいて、花畑だとかそういった花壇等についてはできる限り移動してくださいというお願いをして測量をしていきたいというふうに考え

ております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 6番村松議員。

○6番（村松正敏君） 自分が見ていた図面がちょっと違うのかなというふうに思うのですけれども、協議会で話されている部分では面積が変わっていないというふうに思っていたのですけれども、更衣室等ができたということ、それらについては予算の関係での措置ではそんなにかかわらないということで理解をしてよろしいのか。

それと、今、道路の測量試験費の部分ですけれども、やっぱり今、課長言われましたように、そういうものが見える部分だとか、それからあと、あそこ、ちょうど国道に向けて斜面もありますので、そういうこともやっぱり視野に入れながら、あそこからルナコートですか、そちらのほうへ下がっていくところの取りつけとの関係、それから安全性をやっぱり踏まえて、現状の歩道がとれるかどうかを確定していく中で、改善する部分は入れて、地域の住民の人とよく相談しながらやっていただきたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 高橋建設課長。

○建設課長（高橋 豊君） 今、議員、おっしゃられたとおり、農協の近辺だと思うのですけれども、勾配のきついところについては、現況の舗装の種類をかえて、滑らないような工夫をしたりだとか、今もやっていますけれども、冬期間における塩カルの散布だとかをこまめにやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで終わります。

次に、第2条繰越明許費、第3条地方債の補正について質疑を行います。

4ページを参照してください。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから、討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第59号平成26年度陸別町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第60号平成26年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第60号平成26年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第61号平成26年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正の全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

1番本田議員。

○1番（本田 学君） 5ページの一般管理費の役務費で、労働者紹介手数料の28万3,000円なのですけれども、看護師が足りない、募集をかけても来ていただけないという状況が続く中、人材派遣会社をお願いしてという形でこうなっているのですけれども、この28万3,000円が、内訳ですね、これが高いのか安いのかというのがよくわからないのですけれども、その辺のどういう状況でこういうことになったのかという経緯と内訳を伺いたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 丹野診療所事務長。

○診療所事務長（丹野景広君） ただいまの質問であります。労働者紹介手数料に絡みまして、どうしてこういう状況に、経緯も含めてですが、陸別町の診療所におきましては、過去から町の広報及びハローワーク等で公募を行っているところでありますが、なかなか応募がないという実態があります。先ほど副町長のほうからも説明がありまして、職員のほう、今、職員の勤務体系が非情に厳しい状況にありまして、できるだけ早く職員の手当をしたいということがあります。

そこで、道内の環境を調べましたところ、足寄町など道内各所で実績のある会社がありまして、派遣ですとか紹介の会社がありまして、そちらのほうを通して情報等をいただい

て、このような計上をしているところでありまして、今回計上しております手数料につきましては、その前段にあります賃金のところが影響をいたしますので、簡単に説明をいたしますが、紹介していただく看護師の賃金が月額40万円ということで、これ、決まりものでございます。この40万円プラス諸手当を入れた金額がありますけれども、これに四十数万円掛ける6カ月で262万128円という賃金の金額が出てまいります。それで、役務費の手数料でございますが、この手数料につきましては紹介手数料ということで、こちらも決まっております、その年間の賃金総額の10%、それに消費税を掛けたものということになりまして、そういう計算で出てきているものがこの数字でございます。262万128円の10%掛ける1.08で28万2,974円という形になっているものでございます。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 1番本田議員。

○1番（本田 学君） ルール上、そういう契約のもと28万円というお金が動くわけですがけれども、これ本当に仕事がないという前に、あっても来ていただけないという状況が多分いろいろ続いていくと思うので、何らかの工夫なり、今、ホームページもいろいろリニューアルされる中に、いろいろ紹介も出てきたりとか、アピールをしたところで来るのか来ないのかという結構問題はあると思うのですけれども、これが続くと相当な金額が続いて人を確保しなければいけないということなので、何らかの、ここでどういう方法をとったらいいということにはならないと思うのですけれども、工夫をしてやっていってほしいなと思います。

○議長（宮川 寛君） 丹野診療所事務長。

○診療所事務長（丹野景広君） 今、議員御指摘のとおり、この陸別町の情勢ではなかなか人が来ていただけていないという状況があります。もちろん手当等の問題もありまして、なかなか簡単にいく話ではないというふうに考えてございます。ただ、今回の臨時職員として雇用するべく紹介をしてもらう方については、需用費で見ているように消耗品費ですとか燃料費、光熱費をこちらで見るという手厚いことになるのですけれども、もし陸別町が単純に募集をかけて、今までどおり募集をかけた方に同じことをやるということはなかなか難しいのかなと今の状態では考えておりますが、ホームページ等でもっとPRをしつつ、できるだけこういう状況が改善できるように、まだまだ頭をひねりながら考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第61号平成26年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第62号平成26年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第62号平成26年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

◎散会の議決

○議長（宮川 寛君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎散会宣告

○議長（宮川 寛君） 本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時33分